

日医発第 1146 号 (保 253)
平成 23 年 3 月 23 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

医薬品の効能・効果等の追加に伴う留意事項通知の一部改正について

平成 23 年 3 月 10 日付け保医発 0310 第 1 号により、診療報酬の算定方法に関する留意事項通知（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という））の一部が改正され、同日から適用されましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正は、医薬品の効能・効果等が追加されたことに伴い、関連する診療報酬を算定できるようにするものでありますが、改正の概要については下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム（医療保険「医薬品の保険上の取扱い等」）に掲載を予定しております。

記

- 1 トラスツズマブ（遺伝子組換え）（販売名「ハーセプチン注射用 60、同 150」）について、平成 23 年 3 月 10 日に「HER 2 過剰発現が確認された治癒切除不能な進行・再発の胃癌」に対する効能・効果および用法・用量が追加された。
- 2 これに伴い、治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対しても、「N005」HER 2 遺伝子標本作製が算定可能となった。

3 関連する医薬品

ハーセプチン注射用 60、同 150（中外製薬株式会社）

（添付資料）

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平 23. 3. 10 保医発 0310 第 1 号）



保医発0310第1号
平成23年3月10日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1の第2章第13部第1節N005を次のように改める。

- (1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p>(1) <u>HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>(2) <u>本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(3) <u>治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製</p> <p><u>HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p><u>なお、本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>